パブリックコメント募集要領

案 件 名	尾道市立地適正化計画(案)について
公表期間及び 意見募集期間	令和7年11月25日(火)~令和7年12月24日(水) ※市役所及び各支所での紙媒体による閲覧は、市役所開庁日の 8:30~17:15まで
公表場所	市ホームページ、市役所本庁舎(1階ロビー、3階まちづくり推進課)、 因島総合支所施設管理課、御調支所まちおこし課、向島支所しまおこし課、 瀬戸田支所しまおこし課、百島支所、浦崎支所、向東連絡所
意見を提出できる人(区分)	 ・市内に住所を有する人 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・市内の事務所又は事業所に勤務する人 ・市内の学校に在学する人 ・市に対して納税義務を有するもの ・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
意見の提出方法	 ・直接持参(市役所まちづくり推進課、各支所担当課) ※直接提出される場合は、市役所開庁日の8:30~17:15の間にお願いします。 ・郵送 (〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1 尾道市役所まちづくり推進課 行) ・ファックス(0848-38-9295 まちづくり推進課宛を明記してください。) ・メール(toshi@city.onomichi.hiroshima.jp)
意見書の様式	・意見書の書式は自由です。 ・意見書の参考書式は添付のとおりです。市ホームページからダウンロード できます。 ※住所、氏名、意見を提出できる人の区分を記入してください。
意見の提出期限	令和7年12月24日(水)必着
意見の取り扱い について	 ご意見を正確に把握する必要があるため、口頭、電話によるご意見の受付はいたしかねます。 いただいたご意見の原稿は返却いたしません。 ご意見の概要と市の考え方を、市ホームページで令和8年1月下旬頃(予定)公表します。 ご意見等の公表に際して、内容以外(住所・氏名等)は公表しません。 ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。 ご意見に公表すべき正当な理由がない場合、特定の個人または団体などの利益を害する恐れのある場合は公表しません。
問い合わせ先 (提出先)	〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1 尾道市建設部まちづくり推進課まちづくり推進係 担 当 明野・藤本 電 話 0848-38-9223 ファックス 0848-38-9295 メール toshi@city.onomichi.hiroshima.jp